

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2016 年 6 月 30 日

〒 060-0001

住所

北海道札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 1
あおいビル 7 階

電話番号 011-222-3580

評価機関名 有限会社 ふるさとネットサービス

認証番号 北海道 第15-001号

代表者氏名 代表取締役 竹田 悦郎

下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	高橋 春美	総合	第0018号
	(2)	川本 裕子	福祉医療保健	第0031号
	(3)	神内 秀之介	福祉医療保健	第0068号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	小規模保育事業所 りとる・ちっぷす音更			
設置者名称	一般社団法人 ちっぷす			
運営者（指定管理者）名称	同 上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2016 年 1 月 12 日	～	2016 年 6 月 30 日	
利用者調査実施時期	2016 年 1 月 12 日	～	2016 年 2 月 15 日	
訪問調査日	2016 年 3 月 24 日			
評価合議日	2016 年 4 月 26 日			
評価結果報告日	2016 年 6 月 30 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

有限会社 ふるさとネットサービス

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：一般社団法人 ちっぷす

代表者氏名：佐伯 抄織

所在地：〒080-0301 河東郡音更町木野大通西15丁目2番地

TEL

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

開設1年目で第三者評価を受審し、調査を通じ、自ら問題点、今後の課題や指標について述べられている。良質な保育所運営への熱意が感じられ、今後に期待がかかる事業所である。

【地産地消の食材と手作りによる年齢に応じた食育の実践】

離乳食は初期・中期・後期・完了期を設定し、家庭での状況を把握したうえで保育士が判断し子どもの発育状況に応じて形や火の通し方など調理員と連携し柔軟な対応をしています。食材は地産地消とし農家より直接購入しています。また、手作りで調理されたコロッケ・パン・おやつなどの給食は食材本来の味や食材の匂がわかる取組みとなっています。季節の食材を用いた献立は、子ども発達に応じ、食物の素材を活かした調理法や味付けで提供され、栄養にも注意を払った献立は子どもの発達や食習慣の形成に大きな影響を与えている様子が窺えます。子どもたちが楽しみながら食卓を囲み意欲的に自力で食事をし、後片付けに参加している光景は、食べることを通して子どもの自主性や協調性が養われていることが窺われます。また月ごとの定期ミーティングには調理員も参加して残食チェックや検食などの具体的な情報に基づく保育士からの意見・提案を協議しメニューや調理方法に反映しています。

◇改善を求められる点

○プライバシー保護については、保育者それぞれが専門職としての基本的知識を有し、子どもや保護者への配慮はあるものの、これらに関する規定・及びマニュアルが未整備であるので、あらゆる場面を想定した上での整備が望まれる。

○保護者の意向を意向を把握・共有する具体的な仕組みについては、個別面談を昨年一度、開催されているが、保護者と接する登園・降園時が中心であり、その他にも、個々の意向の把握は、保育上の必要時や様子を見た上での声かけなどにより把握する態勢である。今後、定期的な個別面談や保護者へのアンケート調査などを実施する取り組みも検討しているので、意向を把握する仕組み作りとともに、その結果が保育の改善への取り組みに結びつくよう期待したい。

○苦情解決についての仕組の確立では、苦情受付簿・苦情解決の仕組に関する手順書（マニュアル）の整備に期待するとともに、提供する保育等の内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけられるよう機能の発揮にも期待する。

○リスクマネジメント体制の構築では、園として子どもの安全を脅かす事例の収集（ひやりはっと）を、その仕組の整備に期待するとともに、収集した要因の分析と対応策の検討を組織的・継続的に行われること、また、定期的な評価や見直しも期待される。

○保育計画を策定するための体制では、保育計画が保育過程に基づき、子ども一人ひとりの実態に即した具体的なねらい及び内容であり、また、長期・短期計画の関連性もある内容である。今後は、計画全体に係る手順書を整備する意向であるので、期待したい。また、これに係るケース会議の開催や計画の実施が書式で確認できる仕組についても期待したい。

○各項目のコメント内にも着眼点に則った改善事項を記しているのので、それらについても期待したい。

【保育の質の向上を目指し標準的な実施方法の文書化を整備する】

個別指導計画は年・月・週では作成しています。また、保健衛生・感染症・緊急時に関するマニュアルは整備していましたが保育所で行うサービス全般について標準的な実施方法は明文化されていませんでした。「標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている」とは、子どもの状況に関係なくどんな場合にも実施・援助されるべき基本的な基準に基づいて行うことを業務マニュアルにして対処していることを評価します。排泄・食事・睡眠・遊び・アレルギー疾患や虐待の対応なども含め職員の誰もが必ず行わなければならない基本部分を共有化するために、標準的な実施方法を明文化し職員に周知することで、個々の職員の力量によらず、保育の一定の水準や内容を保つことが求められています。プライバシーへの配慮を加え実効性のある標準的な実施方法を文書化し整備すること及び実施状況を定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施する体制を整備することを期待します。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

認可として開所初年度でありましたが、評価を受けさせて頂いて、事務面等で出来ていない所を早急に整備していかなければ…と思いました。それと同時に、今まで認可外で行っていた保育内容が正しかったという評価も頂けて、自信も得ることができました。これからも保護者と共に歩む保育を続け、さらに地域に必要とされる場所になれるよう、評価内容を参考に研鑽していきたいと思っております。ありがとうございました。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 28 年 2 月 12 日

経営主体 (法人名)	一般社団法人 ちっぷす		
事業所名 (施設名)	りとる・ちっぷす音更	事業 種別	保育所
所在地	〒 080-0301 河東郡音更町木野大通西15丁目2番地		
電 話	0155-66-6378		
F A X	0155-66-6379		
E-mail	l.chips@kmh.biglobe.ne.jp		
U R L			
施設長氏名	佐伯 抄織		
調査対応ご担当者	(所属、職名：)		
利用定員	19 名	開設年	平成 27 年 4 月 1 日
理念・基本方針：			
<p>子ども一人一人の個性や主体性を尊重しながら、個別的な関わりの中で「その子らしさ」を大切とした保育を行う。 表現力を活発にし、コミュニケーション手段の拡大を図り、人との関わりを通じて対人関係を深め、社会性が身につくよう働きかけるものとする。</p>			
施設・事業所の特徴的な取組：			
<p>生後6ヵ月過ぎから3歳未満（6～19人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもときめ細やかな保育を実施しています。</p>			
第三者評価の受審回数（前回の受審時期）		回	（平成 年度）
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時00分から午後7時00分		

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業 (定員○名)

【利用者の状況に関する事項】（平成 年 月 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
名	2名	7名	5名	3名	名
5歳児	6歳児	合 計			
名	名	17名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成 年 月 日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	名	名	名	名	名
非常勤	名	1名	1名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	3名	名	名
非常勤	名	名	4名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	名	名	名
非常勤	名	名	1名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	1 名 (2 名)
保育士	3 名 (4 名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和		年
(4) 改築年	平成		年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	164.8	m ²	
(2) 園庭面積	m ²		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。 近隣にある共栄仲公園 (0.18ha) にお散歩に行きます。徒歩10分 (子どもの足で)		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	6年10月	
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積			m ²
(3) 敷地面積			m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和		年
(6) 改築年	平成		年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

_____ 人

・ボランティアの業務

【実習生の受け入れ】

・平成 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 _____ 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- * 毎日の記録の配布
- * 園だよりの配布
- * 保護者とのコミュニケーションの充実
- * 保育士の資質の向上
- * 保育児童についてのカンファレンス（入所時および入所以降月1回）

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b 理念・基本方針は明文化され、職員へは入職時のオリエンテーションで、保護者へは重要事項説明書にて説明しているが、掲示やその他の方法や機会での周知がなされていない。今後、複数の機会に複数の方法で理念や基本方針が伝えられることが期待される。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b 園長を中心として、地域の状況や国の施策の状況などの把握がなされているが、自園の経営のために役立つ分析にまで至っていない。今後把握した情報を定期的に分析し自園の経営判断に役立てることが期待される。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	c 事業開始初年度ということもあり、現時点では具体的な経営課題の抽出には至っていない。今後振り返りを行い、具体的な経営課題を抽出し、改善する体制が構築されることが期待される。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c 現時点では、具体的な中長期計画は策定されていない。今後、園の移転の件などの具体的な事案もあることを鑑み、早期に中長期計画が策定されることが望まれる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c 現在、収支や人員配置の計画のみの立案となっている。今後、中長期計画の作成と同様に、ビジョンや目標、人材や設備など様々なリソースの活用に関する計画が立案されることが望まれる。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c 初年度ということもあり、現在は園長がリーダーシップを發揮し中心的な職員と運営について検討されてきている。今後は園全体で実施状況のモニタリングや事業計画の策定におけるプロセスが組織的に構築されることが期待される。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c 行事や日常の連絡事項等、日々の運営状況については、職員や保護者等へも周知しているが、計画そのものが立案されていないため、周知に至っていない。今後は、計画立案のもと、職員及び保護者等へ効果的に伝達されることが期待される。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c 日々のふりかえりや都度の対応を園長や主任保育士と展開しているが、組織的な対応の取り決めがまだ定まっていない。今後は業務分掌を作成するなどして組織的に対応できることが期待される。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c 初年度であるうえ、まだ組織的な対応方法のルール策定がなされていない。今後業務分掌や会議体の整理などを行い、組織的に計画的な改善が実施できるように体制が構築されることが期待される。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b 園長は職員に対し常に行動と実践や会議、個別の面談等で自身の役割や責任をつたえている。ただし明文化されたものや公に表明したものなど可視化できるまでには至っていない。今後は業務分掌を明確することや、さまざまな機会に表明するなどの取り組みが期待される。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b 町の会議や研修の参加、関係監督庁のホームページやメールなどがら法令等の情報を収集している。全体的に必要な法令等のリスト化や情報の更新や周知のルールの策定までには至っていない。今後作成されることが期待される。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a 地域で抱える保育に係る課題に積極的に参画し事業展開を実践している。また今回の第三者評価の受審を積極的に進める等リーダーシップを発揮している。
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a 職員とのミーティングや会議、町の会議や中小企業同友会等から経営を取り巻く課題を聴取し、適時判断し自らも実行している。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c 初年度スタート段階の中で人員の計画は策定され、その後は都度の対応となっている。今後は園としての望む職員像の確立や人材化に関する計画が立案されることが望まれる。
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c 現在、社会保険労務士等と検討中とのこと。策定され具体的に効果的な運用がなされることが期待される。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b 職員のライフスタイルを尊重し、過重な働きにならないように本人との面談の上業務や契約内容に配慮している。月に1度産業カウンセラーのカウンセリングを受けることができる仕組みがある。今後は職員の定着やキャリアデザイン等に係る課題を抽出し快適な職場環境が構築されることが望まれる。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c 園全体の研修計画の立案はあるが、職員ひとり一人の育成に関する方針や計画の立案には至っていない。今後、策定され育成が実施されることが望まれる。
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c 年度の園の研修計画が策定されているが、基本となる望まれる職員像の確立や方針や目的・目標の確立までに至っていない。今後基本方針の策定やそれに基づいた継続的な実施が望まれる。
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	c 基本計画の策定には至っていないが、都度必要に応じての研修参加には配慮している。今後は、当初より個別の研修計画の策定と実施が期待される。
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c 初年度で、実習生の受け入れ実績はない。今後、受入が実施できるマニュアルの作成や体制の確立が期待される。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b 保護者に対しては、毎月の園だよりや毎日の記録表により情報を提供している。また、地域のフリーペーパー等への事業の取り組みについて時折掲載している。今後はホームページの作成も予定されているということなので、さらに情報公開され広報されることが期待される。
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b 税理士による会計監査等が実施されている。今後は結果等必要な情報が職員や保護者等へ周知される取り組みが期待される。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	c	商業施設の2階という立地条件や地元の町内会活動が活発でないなどの課題もあり、積極的な取組がなされていない。今後地域と園または保護者等のかかわりの基本方針を明確化し、具体的な取組がなされることが期待される。
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	リトミックや英語等、講師を有償ボランティアとして活用している実績があるが、その他のボランティア受け入れに対する基本的な方針やマニュアルの策定には至っていない。今後、ボランティア受け入れの園としての指針や手順などが策定されることが期待される。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	関係機関等のリスト化がなされており、卒園後の協力園などとの連携はすすめられている。町に働きかけ、関係機関との定例会議等の開催を要望しているが実現できていない。今後は、独自開催も含め関係機関と連携できるように、さらなる働きかけにより実現できることが期待される。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	賛助会員を募り、事業所を日曜日・祝日に「子育て応援Day」として、子育てに関する相談やイベントを開催している。今後はさらに地域や一般向けにも、還元されることが期待される。
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	初年度ということから、現在ニーズの把握中である。法人では今後24時間保育の実施や給食センターでの就労支援等検討されている。今後、当園でも実施できる事業や活動の検討が期待される。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	運営方針では子どもを尊重する保育実施の内容を明示し、保育過程で年齢・子ども一人ひとりの発育・発達に合わせた保育を行うことについて位置付け保育計画の根幹としている。今後は、保育理念を標榜し運営方針・目標へと繋げ、体系的に子どもを尊重する保育の実施を明文化することが期待される。
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	c	おもらしやお着替えなど、状況に応じてパーテーションやコーナーを利用して対応しプライバシーを確保している。しかし規程・マニュアル類が未整備であるため、その作成に期待したい。また、これらに関する職員研修や保護者に発信する（子どもの権利ノートを活用した学習会など）取組が望まれる。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	<p>b</p> <p>町の担当窓口に入園案内やちらしを置き、見学等があった場合には、見学等の受付票を事務所内に貼り職員間で情報を共有し再度の問い合わせ時に役立てている。当事業所のFacebook「子育て応援Day」を紹介し日々の保育状況を発信している。今後はH28年度中にホームページ作成が予定されており。広く情報提供されることが期待される。</p>
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	<p>b</p> <p>保育開始・変更時には、保育サービスの内容を保護者の同意を得て書面で残している。また、他保育園の紹介等が必要な場合は書類関係や保育料の支払い等をサポートしている。今後は保育サービスの内容を分かりやすくした説明資料等を用意することを検討しているので期待したい。</p>
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	<p>b</p> <p>保育時間変更が必要になった場合等は、町の担当者へ事業所からも報告し、調整支援を行いスムーズな移行をサポートしている。卒園後の受け入れ先としては、認可保育園・認定子ども園・幼稚園の各事業所との連携体制が整備されている。今後は、他の保育園等への変更時に保育の継続性に配慮した引き継ぎ文書や保育終了時の対応や説明の内容を記載した文書の作成が期待される。</p>
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	<p>c</p> <p>保護者とは送迎時等で接する機会に保育日誌等を活用しコミュニケーションを図り、子ども・保護者の意向を把握している。今後は、保護者へのアンケート調査や個別の面談の定期的な実施、把握した結果の分析・検討する仕組みを、保護者参画のもとで検討会議を行うなど、改善に向けた仕組みづくりの整備に望まれる。</p>
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	<p>c</p> <p>苦情解決の体制では、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、町の担当窓口を重要事項説明書に明示している。今後は、公表までのプロセスを含めた苦情解決の仕組みに関する手順書、苦情受付簿等を整備されることが望まれる。</p>
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	<p>b</p> <p>保育所保育指針第6章に則り、保護者から相談や意見を述べてもらっている。毎日子どもの保育日誌を配布して保育内容を把握してもらい、意見・相談等を出しやすくし表出された内容を業務日誌に記載している。今後は、保護者アンケートや「あったらいいねカード」など、保護者が相談や意見を更に述べやすい取り組みの考えを示しているため、その実現に期待したい。</p>
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	<p>c</p> <p>保育園では、意見の傾聴とその都度の対応に努めている。検討を要する場合は、3日～1週間のうちに結果を知らせている。今後は、苦情に限定されない保護者からの意見や要望、提案等への対応に係る対応マニュアルの策定が望まれる。また、対応方法、対応事例について検討し、対応マニュアルの定期的な見直しについても期待される。</p>

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c 警備会社と連携した通報体制や安全点検マニュアルに基づき設備・機器類の管理チェックを実施している。今後は、リスク事例の収集や発生要因の分析・改善策・再発防止策の検討・実施の取り組み、安全確保・事故防止に関する内部研修等のリスクマネジメントの体制の構築が望まれる。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b 保健衛生・感染症マニュアルが整備されている。今後は、定期的なマニュアルの見直しや責任と役割を明確にした体制整備、内部研修、また、これらに関する保護者への情報提供を適切に行い、更なる取り組みを期待したい。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b 毎月、災害種別（地震・火災）及び発生時間帯別想定による自主避難訓練を実施し、災害備蓄品の確保、避難場所、連絡体制を取り決め、3月下旬に商業施設と連携した避難訓練を予定している。今後は消防署の指導を得た訓練実施や備蓄リスト作成が期待される。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b 個別指導計画は年・月・週で作成されている。保健衛生・感染症・緊急時に関するマニュアルは整備されていたが、保育所で行うサービス全般について標準的な実施方法は明文化されていない。今後は、プライバシーへの配慮を加え実効性のあるサービス全般にかかる標準的な実施方法を文書化し整備することが期待される。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c 次年度にむけて、サービス全般について標準的な実施方法を明文化する取組を整備する予定である。今後は、策定された実施方法の実施状況を定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施する体制を整備することが望まれる。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	c 保育主任が指導計画策定の責任者になり、入園時に登録票に基づいて保護者等から情報を収集し、課題を見つけてアセスメントを行い、保育者全員でこれらの情報を共有している。今後は、保護者の意向を計画に反映し、計画を保護者に確認してもらう、計画の役割分担の明確化、ケース会議の開催。計画に係る手順書、アセスメントの見直し、保育計画に連動した保育の実際を書式等で確認する体制整備が望まれる。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	c 保育所保育指針第4章に則り、子どもの担当者が個別の指導計画の見直しを行っている。今後は、計画の評価・見直しに関する園としての手順の文書化、評価・見直しのためのケース会議の開催、見直しについて保護者の意向確認や説明についての取組が望まれる。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b 保育計画に関する職員ミーティングは2週に1度から1ヶ月に1度、調理担当職員や事務職員も参加して実施している。翌日に必要な保育等の案件は職員間でSNSネットワークシステムも活用し情報を共有している。個人別の保育日誌や連絡ノートをいつでも確認できる場所に置き、その都度情報を共有している。今後は保育対応に関するケース会議を充実させ、職員間での更なる情報の共有化を目指す予定とのことで、その取り組みに期待したい。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b 入園案内に個人情報保護法の趣旨が確認できる個人情報に関する基本方針を、文章管理規程で各文章の保存期間を其々明示している。個人記録類は、事務室内で管理している。保護者へ個人情報の保護や開示について入園時に説明し同意を得ている。今後は、入園案内以外に「個人情報保護規程」マニュアルを整備し、事案・場面想定を盛り込んだ職員研修を実施することが期待される。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育過程は保育指針、法人の理念・基本方針に基づき、子どもの発達過程を踏まえて職員も参画し編成されています。開設初年度でもあり、年度末に見直しを予定しており地域の実態や家族の意向やニーズを反映しさらに充実されることを期待します。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	個別保育計画は一人ひとりの成長に合わせて作成されています。家族に、保育所の生活状況が時系列に詳しく記録された個人カルテのコピーが毎日渡し連携しています。保育士は穏やかな優しい言動で乳児と接し情緒の安定が図られています。SIDSは15分毎に確認し安全面に配慮しています。ワンフロアで目が行き届く反面、1・2歳児の保育と混在して生活する状況が多いため、特別の配慮が必要な健康状態の変化時や生活リズムが他の子どもと違う状況を的確に把握し、静かな空間で過ごすことや遊びを工夫するなどの配慮がタイムリーに行われることを期待します。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	入所時に健康等調査票・登園票により心身状態や生活歴を詳しく把握しています。さらに家庭での体調を家族から聞き取りながら日常の観察を行い、看護職の管理者から適時アドバイスを受けながら保健面での配慮をしています。子ども同士のもめごとはケガをしないように見守ったり、異年齢児や保育者との関わりを楽しめるようにしながら子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し安定した生活リズムの中で健康に過ごせるように支援しています。
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。		該当する子どもは入所されていませんでした。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。		該当する子どもは入所されていませんでした。

1 - (2) 環境を通して行う保育		
A - 1 - (2) - ① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	b	部屋上部に換気できる窓があり適時の換気や温風で室温調整しています。手指・おもちゃ等は使用後に随時にステリーパワー消毒、室内はスチーマー清掃、手洗い後ペーパータオル使用するなど衛生面に配慮しています。家具も壁際に寄せ、表面にスポンジを貼り子どもが打つかってもケガをしないよう安全面に配慮しています。トイレや洗面所が1カ所だったり、滑り台などの登れる遊具の置く場所ないことや一人ひとりの子どもが広く空間が狭いなどの構造上の制限がありますが、心地よく過ごせるための環境を見直しより一層工夫されることを期待します。また、保育者以外の地域の人々やボランティアなど多様な人々と子どもとのかかわりを促進する取組みを期待します。
A - 1 - (2) - ② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	一人ひとりの発達に応じて食事、排泄、着替えなどの基本的な生活習慣が身につくように個別計画が作成され実施しています。さらに、家庭での状況を把握し家族との協力関係を重視しながら、「せかせせない」「強制しない」「無理させない」を基本に子どもが自ら行いたくなるような声かけや場面をつくり見守り、子どもが自らやり遂げた満足感や達成感などを保育者が共有しています。食事では、盛り方を少な目にしておかわりすることで食事が促がせたり、身軽な衣類にして汚しても注意されずに自由に自分のペースで食事ができたり、偏食のある子どもがチャレンジして一口でも食べれたときは皆で拍手して喜び合うなど子どもの自発性が育まれています。
A - 1 - (2) - ③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	b	一人ひとり子どもが自分の好きなブロック・本・車など取り出して遊べる環境が整えられていますが、発達段階に応じた玩具や遊具が少ないため、町の図書館から絵本や紙芝居などを借りて、遊びや活動に変化をもたせています。年齢に応じた創作活動では乳児とは別コーナーで集中・継続して遊びながら自らやろうとする姿を見守りさりげなく援助し一人ずつくりあげる喜び味わえるようにしています。発達段階に応じた玩具や遊具の整備を期待します。
A - 1 - (2) - ④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	b	近隣の公園に散歩に出かけ四季折々に鴨などの鳥や木の実や葉をひろうなど動植物とのふれあいをしたり、公園で出会った近所の親子や住民と会話する機会をもつようにしています。また、七夕、ひな祭りなどの季節行事を楽しんでいます。商業地区で日常的な地域との交流はもっていませんが、来年度はバス遠足でエコロジーパークに出かけるなどの予定があり、子どもが社会体験をもてる取組みを期待します。
A - 1 - (2) - ⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	リトミック、鈴やタンバリンの演奏、毎週1回外部講師による英語遊び、2週1回体育専門員によるマット、フラフープ、風船遊びなど身体を使った表現遊びを取り入れています。図書館から借りた絵本や紙芝居などを幅広く選択し、時には生活習慣や約束を守ることの重要性を子どもに伝えるために役立てています。
1 - (3) 職員の資質向上		
A - 1 - (3) - ① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b	職員ミーティングを毎日行い、保育日誌や連絡ノートを活用して情報共有を図ったり、保育の振り返りを行っています。今後は定期的な自己評価を実施し、結果に基づく保育の改善や専門性の向上に繋げていくことを期待します。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	入所時の健康等調査票・登園票と面談で子どもの育ちや家庭環境について情報を得て一人ひとりの違いに配慮して援助が始まり、その後、個人面談記録、個人カルテ、連絡ノート、登園時の家族からの聞き取りなどから日々の子どもの状態を把握し理解するように努めています。また、せかしたり、ダメなどの制止の言葉を用いないで子どもの気持ちやペースに添って援助しています。自分を表現する力が十分でないため泣いたり、駄々をこねるこどもに対しては、保育士が1対1で対応し、抱いたり、優しく声をかけて接しています。ワンフロアで19人の子どもの保育を実践する状況なので、担当だけでなく全員の保育士が常に一人ひとりの子どもの状態を把握し理解できるように、記録はいつでも見れる場所に置き状態に応じた保育ができるようにしています。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。		障がいのある子どもは入所していないので該当しません。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	延長保育の子どもは3人ほど利用しています。午後のパート職員が担当していますが、個人日誌や連絡ノートで引き継ぎをしています。一人ひとりのこどもの要求に応じて眠たくなっている子どもには抱っこしたり、布団に寝せるなど配慮しています。夕食は食べませんが飲み物を摂っています。子どもの好む遊具で自由に過ごしリラックスできる環境を作っています。家族には園の生活を詳細に記録した個人カルテのコピーを手渡し口答で説明するなど連携が密になるような声かけをしています。
2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b	入所時の健康等調査票・登園票には、既往症、予防接種等を確認し個別計画の保健面に配慮が必要な事項が記載され保育に反映しています。看護職の管理者と相談し、健康状態に応じて食事内容や過ごし方について柔軟に対応しています。健康管理に関するマニュアルは登園から降園までの子どもの健状態の確認やケガや病気の症状別の対応など具体的に記載され職員に周知し年度末には見直しが見直しが予定されています。マニュアルの見直しに併せて家族から理解が得れない感染症に関する知識や集団生活で守らなければならない健康管理の約束事などを家族へ啓蒙していくことも必要です。子どもの健康を守るために保育所と家族の協力体制を整備することを保健計画に位置づけた取組みを期待します。
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	b	子どもに合わせてご飯を盛りおかわり制にする、身軽な服装にしてこぼしても叱らないで自分のペースで自力で食事をできるように見守る、偏食の子どもには無理強いはないが一口から食べることに挑戦し、食べれた時は皆で拍手する、下膳に協力するなどのさまざまな工夫をして、子どもが意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しむ子どもに成長していける食育の推進が行われています。今後は、食物を育て収穫する、盛り付けに参加する、ピクニック風食事形式、自分で選ぶカフェテリア方式など食事スタイルの選択肢の幅を広げて食事を楽しむ取組みを期待します。
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a	離乳食は初期・中期・後期・完了期を設定し、家庭での状況を把握したうえで保育士が判断し子ども発育状況に応じて形や火の通り方など柔軟な対応をしています。食材は地産地消とし農家より直接購入しています。また、コロケなどは添加物使わず手作りにしたり、おやつは手作りにするなど、旬の食材を活かし彩りよく盛り付けたり、行事食を取入れ変化をもたせるなど楽しく美味しい食事になるように配慮しています。また月ごとの定期ミーティングには調理員も参加して残食チェックや検食などの具体的な情報に基づく保育士からの意見・提案を協議しメニューや調理方法に反映しています。
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	b	健康診断結果は家族に書面で伝え必要な説明を行い連携を密にしています。健診結果は個別計画の「育てたい内容、保育者のかかわり、保護者支援」に記載されて日常の保育に反映されています。歯科健診は予定していますが実施しておりませんが、健診のみではなく、歯磨き指導や食に関する指導などを家族も含めて取組むことを期待します。

2 - (3) 健康及び安全の実施体制		
A - 2 - (3) - ① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	b	入所時に健康等調査票・登園票でアレルギーに関する情報を確認しています。現在該当する子どもはいませんが保健衛生・緊急時に関するマニュアルにはアレルギーの対応についての記載はありません。子どもの体調により突然発症することも予測されます。また、アレルギーの既往がある子どもが入所した場合は専門医から指示を受け食事提供での注意点、子どもへの対応などを個別計画に明記し職員に周知しておく必要があります。マニュアルに追加しアレルギーに適切に対応できる体制を構築することを期待します。
A - 2 - (3) - ② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b	外部購入先の管理者と担当者は保健所で開催される食品管理や感染症に関する研修会に参加し最新情報で衛生管理をしています。厚生労働省が推奨するマニュアルに基づき食品衛生管理者を2名配置し衛生管理を実施しています。マニュアルは毎年大掃除時に見直しをしています。保育所としては搬入時や盛付け時の取扱い、残菜などの処理、なまゴミなどの廃棄物の保管場所や処理方法などの具体的な対応をマニュアル化し職員に周知徹底を図ることを期待します。

A - 3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
3 - (1) 家庭との緊密な連携		
A - 3 - (1) - ① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b	献立表は玄関に掲示し保護者にも知らせています。送迎時に、保育所での食事の様子を伝えたり、家庭での食事状況を把握しています。子育て支援事業として、日曜日は保育所を開放し外部講師を招き「免疫力アップ講座、無添加ふりかけ作り」などを行っています。次年度の食育計画として、食物を育て収穫する、保育所のレシピが欲しいという要望に対して試食会を企画するなど意向があります。親子と保育所が一体となって、食べることやつくることに喜びをもてるような取組みを推進されることを期待します。
A - 3 - (1) - ② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	送迎時に家族と日常的な情報交換をしています。お迎えの際に保育所の子どもの生活状況が時系列に詳しく記録された個人カルテのコピーを毎日家族に渡し連携を密に取っています。また、担当保育士と管理者が全員の保護者に個人面談を実施しています。日頃話せないことが話せるなど保護者の意見や要望などを聞く機会となっています。個人面談記録は担当以外の保育士も情報を共有しいつでも閲覧できる場所に置かれています。
A - 3 - (1) - ③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	c	働く保護者が多く、保護者の懇談会、保育参加はしていません。次年度は懇親会や保育参加に関する保護者の意向を聞くことから始めたいとの保育所の意向があります。保護者と保育所が子どもの育ちや子育てへの共通理解を深めるための取組みを期待します。
A - 3 - (1) - ④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	c	登園時やオムツ交換時などに視診であざやケガの有無を観察していますが虐待防止マニュアルの整備や研修会への参加はしていません。日頃から子どもの状態や家庭での不適切な養育状態を把握し、保育所全体で情報を共有し、虐待が疑われるケースの未然防止や早期発見、行政や関係機関との連携体制を整備することを期待します。